

議案第 7 2 号

北本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止について

北本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例

北本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（北本市スポーツ推進審議会条例の一部改正）
- 2 北本市スポーツ推進審議会条例（平成 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「市長」を「北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。
第 4 条及び第 7 条中「市長」を「教育委員会」に改める。
（北本市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の北本市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条の規定により委嘱又は任命されている委員は、施行日に、前項の規定による改正後の北本市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新条例」という。）第4条の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたとみなされる委員の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条の規定により委嘱又は任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（北本市体育センター設置及び管理条例の一部改正）

4 北本市体育センター設置及び管理条例（平成2年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条から第13条まで、第20条第1項、第22条、第24条及び第28条の規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

（北本市体育センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に前項の規定による改正前の北本市体育センター設置及び管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の北本市体育センター設置及び管理条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。